

令和2年度

事業計画書

令和2年度事業計画

I 基本理念

～地域で安心して生き生きと暮らせる福祉のまちづくり～

II 基本方針

「第2次東北町総合振興計画」（平成28年度～平成37年度）が策定されてから、前期5年目を迎えます。「第2次東北町総合振興計画」の基本目標の1つに掲げられている“みんなが元気になる健康福祉のまち”の中には社会福祉協議会が地域福祉活動の中核的な役割を担っていると位置付けられており、民生委員・児童委員、各種福祉団体、福祉ボランティア団体、NPO等と連携・支援しながら、町の実情や社会環境に応じた地域福祉活動を進めてまいります。

そのため、本会の基本理念である『地域で安心して生き生きと暮らせる福祉のまちづくり』実現のため、住民一人ひとりが年齢や障がいの有無・立場の違いに関わらずお互いに支え合い、必要な支援やサービスを受け、その人らしく自立し、社会参加ができるよう、住民・社会福祉協議会・各種関係機関との協働による『ふ』（ふだんの）『く』（くらしの）『し』（しあわせ）を目標とし、次の7項目の基本計画をもとに地域住民の理解と協力、信頼を得られる福祉サービス事業を推進してまいります。

III 基本計画

1. 住民参加による支え合いネットワークの推進
2. 地域福祉サービスの充実
3. 福祉教育並びに啓発活動の充実
4. ボランティア活動の推進
5. 相談支援活動の充実
6. 災害時の対応、強化
7. 社協の機能・体制の強化

1. 住民参加による支え合いネットワークの推進

(1) ほのぼのコミュニティ21推進事業

住民参加による地域福祉活動を地域の实情に即し総合的に推進することにより、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが共に支え合い住み慣れた地域の中で安心して暮らせるような地域福祉社会を構築することを目的とする。

- ・ほのぼの交流協力員事業
- ・ほのぼの交流協力員会議の開催
- ・ほのぼの通信の発行（年1回）

(2) 緊急通報システム「福祉安心電話サービス」事業

県社協が実施主体となり、町福祉課との連携により在宅の一人暮らし高齢者及び高齢者夫婦世帯並びに、障がい者等の自宅へ、緊急通報装置端末機本体と火災報知器を設置し、近隣に住む協力員や関係機関とのネットワークにより、緊急時の対応と心配ごとの解消を図ることを目的として24時間体制で対応します。

(3) 生活支援・介護予防体制整備事業

高齢者等が住み慣れた地域でつながりや生きがいを持ちながら生活できるように地域社会からの孤立を防ぎ、住民や関係機関が助け合い活動のネットワークを構築し、生活支援・介護予防サービスの充実を図るとともに、地域の特色に合った支え合いの体制づくり（住民主体の自発的活動）を推進する。

- ・地域づくりフォーラムの開催
- ・福祉ミーティングの開催
- ・「あづまりっこ」の開催
- ・地域支え合い会議の開催
- ・住民主体の通いの場(100歳体操)への訪問

2. 地域福祉サービスの充実

(1) 介護予防・地域支え合い事業【町受託事業】

介護予防という観点から、ひとり暮らし高齢者及び高齢者夫婦世帯等が要介護状態になったり、状態が悪化しないよう生活支援・生きがい対策、保健予防対策など地域の实情に応じたサービスを展開し、地域住民へ福祉意識に向けた啓発と地域福祉活動の促進を図る。

① 生きがい活動支援通所事業

ミニデイサービス（介護デイハウスやすらぎ）を行い、利用者の生きがいづくりや健康維持・増進を図るとともに利用者間の親睦を図る。

- ・週3回開催（月・水・金）

② 軽度生活支援事業

高齢者の自立した生活を継続するために、ホームヘルパーがご自宅を訪問して、必要な家事支援を行います。

- ・週2回以内
- ・30分以上1時間未満の場合150円

③ 外出支援サービス事業（福祉有償運送）

ご自宅等から福祉施設や医療機関等への送迎を行い、交通弱者の支援を図ります。

- ・町内1,000円
- ・町外2,000円

④ 在宅福祉事業（年末配食サービス事業）

一人暮らし高齢者等への安否確認を兼ねたおせち弁当を民生委員のご協力により配達します。

⑤ 高齢者の生きがいと健康づくり事業

高齢者が健康で生きがいのある生活を維持するための社会参加や健康づくりを支援することを目的に、ふれあい昼食会を開催します。

- ・ふれあい昼食会 東北地区 年6回 上北地区 年5回 合同研修 年2回
- ※東北地区において作成した作品を、生き生き産業文化まつりで展示する。

(2) 介護保険事業等の運営

① 居宅介護支援事業

介護保険に関する相談・助言・要介護認定申請の手続き及び、ケアプランの作成や各種機関との連携・調整を行います。

営業日 月～金曜日（祝日及び12月29日～1月3日までは休業）

営業時間 午前8時15分～午後5時

② 訪問介護事業（ホームヘルプ）

要支援1・2の方を対象とした予防訪問介護と、要介護1～5の方を対象とした訪問介護があります。

営業日 年中無休

営業時間 午前8時15分～午後5時

③ 障害福祉サービス事業

障害者支援法に基づき、ヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護並びに、調理・洗濯・掃除等の家事など、生活全般にわたる援助を行います。

営業日 年中無休

営業時間 午前8時15分～午後5時

④ 訪問入浴介護事業

要支援1・2の方を対象とした予防訪問入浴介護と、要介護1～5の方を対象とした訪問入浴介護があります。

営業日 年中無休

営業時間 午前8時15分～午後5時

(3) 一人暮らし高齢者世帯等除排雪事業

降雪時に高齢者、障がい者等の自宅の玄関から生活道路までの除雪を行い、生活の安定と安心を確保する。

また、町建設課と連携し対象世帯の出入り口付近に雪の塊を置いていかないよう作業員との連絡調整を行う。

基本的に屋根の雪降ろしは行わない。

(4) 福祉用具等の貸与

介護保険でレンタルを受けることができない方々や、日常生活で困りごとのある方に福祉用具等を貸し出すことにより、生活の安定を図ります。

① 介護ベッド（手動、電動）

② 車いす

③ 除雪機（燃料は借用者負担です。）

3. 福祉教育並びに啓発活動の充実

(1) 地域における福祉教育の推進

① 小地域での福祉教育事業を推進する。

② 親子で参加できる福祉教育を推進する。

③ 社協と学校との連携強化を図る。

(2) 学校における福祉教育の推進

① 高齢者疑似体験及び車いす体験を通して、高齢者や障がい者への理解を深める。

② 福祉教育実践校事業を推進する。（ボランティア推進校：中学校2校、小学校3校）

(3) 福祉教育推進のための人材育成

① 福祉教育研修の開催や参加を促進する。

② 学校や町内会、各種団体等への福祉教育講師を派遣する。

③ 学校に対して福祉教育の必要性を促進する

- (4) 福祉教育のための備品貸与事業
 - ① 福祉教育用教材（高齢者疑似体験セット、車いす）を貸与する。
 - ② その他の用具
 - ・AV機器（プロジェクター、スクリーン）
 - ・レクリエーション用具（スカットボール、輪投げ、ミニボウリング、ミニカーリング、フロアカーリング、グラウンドゴルフスティック10セット、10ホール）
- (5) 広報活動の充実
 - ① 事業・活動内容を周知するため、社協広報誌の発行（年3回）
 - ② 他の法人や福祉施設、介護施設等への広報誌提供、PR
 - ③ 県内外へPRできるホームページの運営、管理
- (6) 啓発・交流活動の充実
 - ① 東北町社会福祉大会の開催
 - ② 上北郡社会福祉大会への参加 【おいらせ町】
 - ③ 青森県社会福祉大会への参加 【青森市】

4. ボランティア活動の推進

- (1) ボランティア育成事業の充実
 - ① ボランティア協力者の募集、育成を図る。
 - ② ボランティア登録者のボランティア活動保険加入促進を図る。
 - ③ 社協ホームページにて、災害ボランティア活動の募集状況や、災害義援金情報（共同募金会関係）を周知する。
- (2) 福祉団体の育成
 - ① 福祉団体へ助成金を交付し、支援する。
 - ・東北町老人クラブ連合会、東北町身体障害者福祉会、東北町母子寡婦福祉会、東北町赤十字奉仕団、つつじの会、町内会連合会
 - ② 福祉団体事務の運営補助及び支援をする。
 - ・東北町母子寡婦福祉会
 - ③ 福祉団体の事務及び活動を支援する。
 - ・東北町老人クラブ連合会、東北町身体障害者福祉会、東北町赤十字奉仕団、東北町民生委員児童委員協議会
 - ④ 他団体の事務および活動を支援する。
 - ・上北郡老人クラブ連合会（令和2年度～令和3年度）
 - ・上北郡母子寡婦福祉連絡協議会（令和2年度～令和3年度）

5. 相談支援活動の充実

- (1) 相談援助の充実
 - ① 心配ごと相談所を開設し、町民の悩みや不安、心配ごとを解消できるよう支援する。

開設日	毎月第三水曜日（4月は開設無し、10月は合同相談）
開設時間	9時30分～11時30分
開設場所	東北町保健福祉センター『相談室』
 - ② 苦情解決第三者委員会を設置し、福祉サービスや介護サービスへの苦情・相談を受け付けるとともに各種サービスの向上を図る。
 - ③ 行政相談員等と連携し、町民の各種相談に対応する。（断らない相談支援）

(2) 生活支援体制の確立

① 日常生活自立支援事業（アップルハート）

基幹的社協（十和田市社会福祉協議会）と連携し、高齢や障がいなどによって、自分一人で意思決定し、実行に移すことが困難な状況にあり、日常生活に不安がある方が地域で安心して暮らせるように、基幹的社協の専門員が支援計画を作成し、支援員が実際に支援します。

東北地区には支援員がおりますが、上北地区には支援員がおらず基幹的社協の支援員が活動している状況です。上北地区の支援員発掘が急務となっております。

② たすけあい資金貸付事業

町内に居住する低所得者世帯等に対して、応急援護資金の貸付と必要な指導や援助を行い、社協の各事業と連携を図ることにより経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活ができるよう当面の法外援護を図ることを目的として資金を貸し付けます。

貸付限度額 5万円（貸付は1万円単位で、貸付利子は無利子とする。）

連帯保証人 町内在住の独立して生計を営む者

償還期間 貸付後2カ月の据え置き期間後、1年以内とする。

③ 生活福祉資金貸付事業

県社協との連携により、低所得者、障がい者並びに高齢者世帯を対象として、資金の貸付とそれに伴う必要な相談支援を行うことにより、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長を促進するとともに、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、その世帯が安定した生活を継続して営めるように支援する制度です。

必要に応じ、生活困窮者自立支援窓口と連携を図ります。

④ 生活困窮者自立支援事業

上北窓口となっている七戸町社会福祉協議会と連携し、日常生活に悩みを抱えている方や、経済的に困窮している方の相談を受け、必要によってフードバンクなど、食の支援やネットワーク会議を開催する。

⑤ しあわせネットワーク

県内の社会福祉法人と連携して、既存の制度やサービスでは対応できない課題に迅速に対応することを目的に、青森県社協が平成29年度から実施しています。東北町社協においても平成31年度（令和元年度）から加入しております。

6. 災害時の対応、強化

(1) 災害時の対応

- ① 東北町地域防災計画に基づき、町と一体となって災害時の対応を図る。
- ② 町とともに要援護者支援計画を整備し、要援助者の把握に努める。
- ③ 社協職員のマニュアルの確認及び研修を行い、職員の資質向上を図るとともに、業務分担を確認し準備を整える。
- ④ 上十三地域市町村社会福祉協議会連絡会『災害時相互応援協定』に基づき、各社協との連携を図る。
- ⑤ 県社協の要請による被災地への職員派遣

(2) 地域支援者の育成・強化

- ① ほのぼの交流協力員の育成・強化を図る。
- ② 災害ボランティアを育成し、災害時に備える。
- ③ 災害ボランティア関係連絡協議会を設置し、災害時のボランティア等を確保するとともに関係団体との連携を図る。

(3) 災害時等の対応啓発

- ① 広報・ホームページ等を利用し、災害ボランティアの啓発を行う。

7. 社協の機能・体制の強化

- (1) 社会福祉法人制度改革の再認識
 - ① 経営組織のガバナンスの強化
 - ② 事業運営の透明性の向上（情報公開等）
 - ③ 財務規律の強化（適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資）
 - ④ 地域における公益的な取り組みを実施する責務（社会福祉法人の本旨に従い、他の主体では困難な福祉ニーズへの対応）
 - ⑤ 地域共生社会実現に向けた体制整備づくりの強化
 - ⑥ 行政関与の在り方（所轄庁による指導監督の機能強化）
- (2) 理事会・評議員会・監査会の充実
 - ① 理事会
法人の執行機関として、事業計画及び予算、事業報告及び決算のほか、各種規程改正等法人運営上の重要事項について、適正かつ公正な法人運営の確立に努めます。
開催予定 6月、12月(案件により開催しない場合もある。)、3月
 - ② 評議員会
法人の議決機関として、事業計画及び予算、事業報告及び決算のほか、定款変更等法人運営上の重要事項について、適正かつ公正な法人運営の確立に努めます。
開催予定 6月(定時評議員会)、3月
 - ③ 監査会
法人の監査機関として、業務全般の執行状況並びに経理状況等について厳正に監査し、必要に応じて執行機関に意見を提案しながら、適正に監査業務を実施します。
開催予定 5月(決算監査) 6月、9月、12月、3月(定期監査)
- (3) 部会・委員会の設置、運営
 - ① 部会
・総務部会 ・地域福祉部会 ・介護事業部会
 - ② 委員会
・表彰審査委員会 ・生活福祉資金貸付調査委員会 ・評議員選任解任委員会
・職員懲戒分限審査委員会
- (4) 職員の資質向上・能力向上
 - ① 自己評価事業を実施し、職員の意識や資質の向上を図る。
 - ② 職員研修会の開催及び関係機関の研修会等へ参加し、職員の知識や技術の向上を図る。
 - ③ 職員連絡会議を開催（毎月：第1月曜日）し、職員間並びに他部署との連絡、連携を密にし合理的な業務運営を図る。
 - ④ 社協職員としての公共性の再確認と、法令順守意識の徹底を図る。
- (5) 職員不祥事再発防止対策の策定
 - ① 役職員の意識改革（コンプライアンスの徹底）
・役職員全員の意識改革と再発防止対策を図るため、全役職員対象の職場内研修の開催
 - ② 内部けん制体制の構築（公印の保守管理・使用、通帳・現金の管理の厳格化）
 - ③ 事務職員の定期的な配置転換
・同一業務を長期間担当しないよう、定期的に配置転換又は事務分担の再編
 - ④ 外部監査導入制度

- ⑤ 内部監査の実施
 - ・ 監事の定期、決算監査前に事務局長及び事務職員数名による内部監査の実施
- (6) 会員の加入促進
 - ① 広報紙及びホームページで社協の事業内容等をPRし、一般会員、賛助会員、特別会員の加入を促進する。
- (7) 共同募金運動の推進
 - ① 社協広報紙や町広報紙、共同募金会のパンフレット等で共同募金運動の啓蒙、啓発を行い、共同募金運動を推進する。
 - ・ 戸別募金…一般町民を対象に概ね500円の募金のお願いをする。
 - ・ 大口募金…町内の企業等に12月頃訪問し、募金をお願いする。
 - ・ 街頭募金…10月1日に駅前などで募金の呼びかけをする。
 - ・ その他…公共施設などへ募金箱を設置し募金を促す。
 - ② 東北町共同募金委員会の運営